

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 国分運動公園、霧島市国分体育館、霧島市国分武道館、霧島市国分弓道場
- 2 指定管理者 霧島市国分野口西2番5号
株式会社 エルグ・テクノ
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 各施設の概要

(1) 国分運動公園の概要

- ① 施設名 国分運動公園
- ② 位置 霧島市国分清水309番地
- ③ 建築年度 陸上競技場 平成7年度
国分球場 昭和50年度
庭球場 昭和51年度
多目的広場 平成4年度
多目的屋内運動場 平成10年度
- ④ 構造・面積 陸上競技場 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 20,464㎡
国分球場 鉄筋コンクリート造平屋建 面積 12,652㎡
庭球場 面積 5,190㎡
多目的広場 面積 13,500㎡
多目的屋内運動場 鉄骨造平屋建 延床面積 2,890㎡
- ⑤ 設置目的 市民の健康の維持及び増進と教養の向上並びにスポーツ技術の向上に寄与するため設置
- ⑥ 年間利用者数 137,665人（平成30年度実績）
- ⑦ 年間使用料 5,913,190円（平成30年度実績）

(2) 霧島市国分体育館の概要

- ① 施設名 霧島市国分体育館
- ② 位置 霧島市国分清水309番地
- ③ 建築年度 昭和51年度
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 3,140㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 76,537人（平成30年度実績）
- ⑦ 年間使用料 2,551,740円（平成30年度実績）

(3) 霧島市国分武道館の概要

- ① 施設名 霧島市国分武道館
- ② 位置 霧島市国分中央一丁目14番56号
- ③ 建築年度 昭和56年度
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,555㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 23,152人（平成30年度実績）

⑦ 年間使用料 427,290円（平成30年度実績）

(4) 霧島市国分弓道場の概要

- ① 施設名 霧島市国分弓道場
- ② 位置 霧島市国分中央一丁目14番56号
- ③ 建築年度 昭和57年度
- ④ 構造・面積 木造平屋建 延床面積 494㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 5,764人（平成30年度実績）
- ⑦ 年間使用料 197,490円（平成30年度実績）

2 指定管理者の概要

① 団体の名称、代表者及び所在

名称 株式会社 エルグ・テクノ

代表者 代表取締役 津曲 貞利

所在 霧島市国分野口西2番5号

② 組織

設立年月日 平成7年1月30日

資本金 2億5,000万円

従業員数 67人

主な事業内容

- ・スポーツ施設の運営
- ・スポーツ施設及び健康に関するイベントの開催
- ・企業フィットネス事業及び健康スポーツに関するコンサルティング業務
- ・スポーツ機器・用品等の販売
- ・指定管理者制度の管理・運営
- ・上記に附帯又は関連する一切の業務

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（10人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、株式会社エルグ・テクノの評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

(主な選定意見)

- ・ 第一月曜日を開館し、利用者の利便性の向上に努めている点を評価する。
- ・ 有資格者を確保しており、安全面に配慮した管理運営を評価する。
- ・ かがしま国体の会場としても、芝管理が万全の体制である点を評価する。